高畠町農業委員会第26回総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月25日(月)全員協議会終了後

2.	開催場所 高畠町役場 第1委員会室																
3.	出席家	[委員(13名)															
会長				1番 山			П	令	和	委員	Į						
		2番	宇信	左美		仁	委員					3番	山	田	文	則	委員
		4番	菅	野	仁	_	委員					5番	黒	田	雅	幸	委員
		7番	横	Щ	裕	_	委員					8番	戸	田	雄	市	委員
		9番	長名	川谷	みと	ごり	委員				1	0番	齌	藤	浩	紀	委員
	1	3番	安	部	美	紀	委員				1	4番	佐	藤	泰	彦	委員
	1	5番	大	浦	健	_	委員				1	6番	菅	野		誠	委員
4. 欠席委員 (3名)																	
		6番	高	橋		稔	委員				1	1番	齌	藤	真	徳	委員
	1	2番	庄	司	和	美	委員										
5.	遅刻る	委員(- :	名)														
なし																	
6. 議事日程																	
第 1 議事録署名委員の指名																	
第	第 2 会期の決定																
第	§ 3	付議事	項														
	報第 59号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について7f															7 件	
	報第 60号 農地法第18条第6項の規定による通知について5-														5件		
	議第	123号		農地	法第	3条	第1項	頁の規	見定り	こよる	戸	斤有権の	移転	許可	申請	に対	する農業委員
	会の許可について														·····2 件		
	議第	124号		農地	法第	5条	第1項	頁の規	見定に	こよる	討	午可申請	に対	する。	農業	委員:	会の意見決定
				につ	いて	• • • • • •		• • • • •					••••			••••	·····4件
7.	その他の事項																
8.	報告事	事項															

9. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 二
 宮
 弘
 明
 事務局次長
 山
 口
 充

 農地係長
 東
 條
 英
 史
 主
 任
 遠
 藤
 未
 貴

 主
 事
 藤
 一
 哉

10. 会議の概要

事務局長

それでは、ただいまより第26回高畠町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、高畠町農業委員会憲章唱和を行います。宇佐美代理、よろしくお願いします。ご起立お願いします。

(高畠町農業委員会憲章唱和)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、山口会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願い します。

山口会長

先ほどは、大変ご苦労さまでした。

最近になって梅雨が戻ったというか、明けてから相当、雨降る日が続いている状態でございます。そういった中で、果樹のブドウについても被害があるというのは聞いておりませんけれども、大変こういう雨があると、張ってしまって腐れてくるというか、そういったことも考えられますので、今後の天気については回復基調になっていただきたいなと思っています。

稲作につきましても相当高温が続いて、草丈も伸びたようなんで ございますけれども、何か稲の形を見ますと、3年連続の豊作とい うのも期待したいところなんですけれども、なかなか難しいような 感じに見ておるところでございます。

そういった中で、いろいろな情勢で戦争の関係もありまして、非常に先頃から問題になっております生産費用の高騰、燃料費の高騰、そういったことが今後ずっと続いていくようなことが懸念されます。そういった中で、今回の要請が出てまいりましたところでご

ざいますので、ぜひ早急にその対応を我々農業者のほうにも、ぜひ 向けていただきたいなと思っているところでございます。

ひとつ今後の対応につきましても、皆さんのいろいろなお知恵を 拝借しまして、いろいろな提案をさせていただきたいなと思ってお りますので、今後よろしくお願いを申し上げまして、一言ご挨拶と させていただきます。

今日は、よろしくお願い申し上げます。

事務局長

ありがとうございました。

本日の欠席者の届出について報告いたします。6番高橋稔委員、 12番庄司和美委員、11番齋藤真徳委員の3名より欠席の届出 がありましたので、報告いたします。従いまして、出席委員は16 名中13名で定足数に達しております。

それでは、高畠町農業委員会総会会議規則第5条第1項により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山口会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

議長

それでは、議事に入ります。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名についてでありますが、 高畠町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により、議長 において指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、7番横山裕一委員、8番戸田雄市委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の東條係長を指名いたします。

議長

次に、日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りと決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、会期を本日1日限りと決定いたします。

議長

次に、日程第3、報第59号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」7件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外

《齋藤主事》 ただいまの件について、ご報告いたします。

【報第59号を議案書をもとに朗読】

議長

ただいまの件で発言のある方はございますか。

(発言なし)

議長

特に発言はないようですので、以上で報第59号を終わります。

議長

次に、日程第4、報第60号「農地法第18条第6項の規定に よる通知について」5件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・遠藤主任。

番 外

《遠藤主任》 ただいまの件について、ご報告いたします。

【報第60号を議案書をもとに朗読】

議長

ただいまの件で発言のある方ございますか。

(発言なし)

議長

特に発言はないようですので、以上で報第60号を終わります。

議長

次に、日程第5、議第123号「農地法第3条第1項の規定に よる所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について」 2件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番外

《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第123号を議案書をもとに朗読】

議長

ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・ 齋藤主事。

番外

《齋藤主事》 申請番号25、26番について、髙梨義崇推進委員より7月12日に現地調査を行い、25番、26番ともに自己保全されており問題ないとの報告を受けております。

以上です。

議長

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に 入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議長

ただいま議題となっております議第123号について、原案のと おり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第6、議第124号「農地法第5条第1項の規定に よる許可申請に対する農業委員会の意見決定について」4件を議 題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・東條係長。

番外

《東條係長》 私のほうから、農地法第5条が今回4件上がって きておりますので、説明いたします。

【議第124号を議案書をもとに朗読】

議長

この案件については現地調査が行われておりますので、代表委員 より報告願います。10番齋藤浩紀委員。

10番

10番です。

7月15日に事務局の東條係長、齋藤主事、あと今日欠席ですが 齋藤真徳委員、私と4人で、この5条申請許可4件を見てまいりま した。

9番に関しては○○さんの入り口ということで、既存の通路は非常に狭くて、やっぱり4トン車1台がやっとということで、恐らく軽自動車2台すれ違えないような入り口でしたので、ここを求めるのは仕方がないだろうと思って見てまいりました。現在、水田と畑がございまして、しっかり草刈り等されていて、何ら問題はなく事

前着工もなく、問題はなかろうと思って見てまいりました。以上で す。

では、10番のほう行きます。〇〇さんから申請があった土地ですが、現在も手前のほうに資材置場がございまして、その右側と奥側ということで、非常にちょっと大雨でなかなか近くまで行っても見られなかったのですが、大体の概要は見えたので、非常に変形のような土地で、裏のほうに〇〇があり、そこの低い土地で、今後恐らくそちらのほうも雑種地なんかも含めて、資材置場になるんだろうということで見てきまして、また、ちゃんと草刈り等されておりまして、何ら問題はなかったのかなと思って見てまいりました。

申請番号12番、11番のほうも見てきたんですが、保留ということなので、12番に関してはちょうど〇〇の道路沿いになっております。田んぼ、休耕田ということで草とか、2メーターから5メーターほどの柳の木が大分ございまして、ここを申請書には開発というか埋め立てて、きれいにして資材置場にするということなので、何らここも問題はないのではないかなと思って見てまいりました。

報告のほう以上になりますが、私の個人的な判断としては、ここの12番に関しては周り近所、四方といいますか、新興住宅地であり、そこを資材置場にするのはどうなのかなというのは、ちょっと内心思って見てまいりました。先ほどの〇〇の場合でも、家から離れたところに資材置場をつくっているという状況があって、ちょっと何か腑に落ちないかなと私自身思って見てまいりました。

以上です。

議長

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に 入ります。質疑の方ございませんか。5番。

5 番

5番です。

2点ほど、10番と12番についてそれぞれ1点ずつ質問したい

んですけれども、まとめていいんですかね。 (「はい」の声あり)

まず、10番なんですけれども、多分これ農地転用許可基準では 第1種農地ですから、集落接続というのが要件になっていると思う んですけれども、何かこの図面見ると、集落に接続しているのかど うか、ちょっと分からないんですけれども、何か真ん中の少し、何 ですかね、これ。道路沿いの少し灰色がかっているところが何なの か分かりませんけれども、まずこれ集落接続という要件を満たして いるのかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、12番ですけれども、○○さんというのはどんな事業をやっている会社なのか。何か保留になった11番あたりから見ると、宅地分譲とか、そういった事業をやっている会社なのかなと思ったんですけれども、そうなると、資材置場というのは一体どんな資材をこんな宅地の真ん中に置くのかということで、非常に疑問に思ったわけです。その辺お伺いしたいと思います。

あと、それから、これは今回のあれでは保留になった案件なんですけれども、次、出してくるときには申請事由について、これ渡人側からの理由を書いていますけれども、本来なら転用事業ですから、譲受人のほうの側できちっと、どういった転用事業計画をするのか、その辺を申請事由に書いていただくよう指導していただきたいと思います。

以上です。

議長

ただいまの質問については、申請番号10番ですけれども、事務 局、東條係長、お願いします。

番外

《東條係長》 10番に関してです。こちらのほうは、委員のおっしゃられたとおり第1種農地ということになります。第1種農地ですと、基本的には転用できない農地ということになるんですけれども、今回こちらの土地に関しては既存事業用地の拡張ということになります。既存事業用地の拡張の場合ですと、2分の1以下であ

れば転用許可が1種農地でも出せますということになっておりますので、こちらのほう該当するということで出しております。

議長

あと、申請番号12番。

番 外

《東條係長》 既存事業用地はこちらのほうの図面でいいます と、今回申請地のちょうど道路に接続して、ちょっと薄く塗られて いる部分ということになります。

次に、12番になります。〇〇さんの事業内容、こちらのほうに関しましては定款のほうを頂いておりまして、内容としましては土木工事、建築工事業、建物の増改築、内装及びリフォームに関する請負、不動産の売買、賃貸借仲介、企画開発及び管理業、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬、処理、再生、積替え、保管、資材再生及びリサイクル事業、6番古物商、7番日用品・雑貨及び食料品の物品販売業、8番労働者派遣及びその他適正な一切の事業ということで、非常に何でもする会社になっております。

こちらの農地なんですけれども、農地の判定としましては第2種 農地ということで考えております。第2種農地だと転用できない農 地ではありませんが、必ずそこでなくては駄目だという理由がない と転用できないことになっております。資材置場なので、ここでな いと駄目なのかを確認しまして、〇〇さんから事業計画書を提出し てもらっております。どういったものを置くかといいますと、砂 利、砕石、砂を100立米置きますよいう申請をいただいておりま す。

○○さんに、高畠町で事業実績があるかというところも確認した んですけれども、民間のガソリンスタンドや造成のほうをしている ということで、こちらの場所が必要なんだという計画書をいただ き、そちらのほうの計画書をもちまして、県のほうに、こういった ことなんですけれども、許可のほうは下りるんでしょうかと確認し ましたら、こういった理由であれば、許可は出さざるを得ないので はないかという判断がありましたので、今回総会のほうに提出した 次第であります。

以上です。

議長

5番、了解。

5 番

では、10番、12番について丁寧に説明していただきましてありがとうございました。内容は分かりました。

資材置場については昔、資材置場で申請して実際は宅地分譲したり、何かそういった問題がいろいろ出たりしたものですから、その辺、資材置場なんかの転用事業計画等が出てきた場合は少し詳しく、どういった内容で資材置場にするのか、詳しく今回のように聞いていただければ大変いいのではないかと思いました。

以上です。

議長

あとは申請事由ね、さっき黒田委員も言いましたけれども、やっぱり事業主のほうの申請理由ということで書いていただくということをやっぱりしていただかないと、なかなか審議しづらいということです。

○○の定款は何年になっていますか、定款の月日は。

番 外

《東條係長》 平成29年の7月28日ということになっております。

議長

ありがとうございます。

そのほか皆さんからございますか。8番戸田委員。

8 番

8番です。

先日、○○の道路をちょっと通ったときに、何かその資材置場の 近くを掘削していたなと思ったんですが、事前着工的なことはなか ったですかね。(「申請番号10番」の声あり)10番ですね。

議長

10番齋藤委員。

10番

10番です。

恐らく戸田委員が見られたのは、ここの申請地のちょうど東側ですか、何か田んぼのほうを重機が入ってしていたと。だから、今回そこは申請地ではないので、大丈夫だと思って私どもは判断してきました。

議長

8番、よろしいでしょうか。

8 番

偶然その近くをしていたと。いや、相当な掘削でした、土量だったので、何か始めるのかなとちょっと思ったものですから、質問させていただきました。

議長

東條係長。

番外

《東條係長》 先ほど齋藤委員からもあったんですけれども、当日かなり土砂降りで、きちんと境界のところまでは確認しづらいところであったので、なお再度事務局のほうでも確認してみたいと思います。

議長

では、事後調査よろしくお願いします。

そのほか皆さんからありますか。

申請番号9番は、この次出すということで理解してよろしいですか。東條係長。(「11番」の声あり)11番、ごめんなさい。11番、来月出すんですか。

番外

《東條係長》 今その提出を求めているのが、○○さんが家庭用

菜園等をつくるのは、おかしいのではないかということで、具体的な利用計画を提出してくださいということで求めています。それがきちっとしたもので、こちらのほうでも納得できるものであれば、 来月の総会にかけたいとは思うんですけれども、なおこちらのほうも県と確認しながら、総会に提出できる内容なのかどうかを確認していきたいと思います。

議長

あと、申請理由もやっぱり、用途に見合った文面を書いていただ くようにということで、お願いしたいと思います。

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

それでは、採決いたします。

議長

ただいま議題となっております議第124号について、原案のと おり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。 議案につきましては、これで終了させていただきます。

議長

早速、報告事項並びに今後の日程説明に入ります。 まず最初、二宮事務局長。

番外

《二宮局長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議長

続きまして、運営委員会委員長報告。8番戸田雄市委員長。

8 番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議長

続きまして、農地専門委員会委員長報告。10番齋藤浩紀委員 長。

10番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議長

続きまして、農振専門委員会委員長報告。14番佐藤泰彦委員 長。

14番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議長

続きまして、農業協同組合理事報告。4番菅野仁一理事。

4 番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議長

続きまして、土地改良区理事報告。3番山田文則理事。

3 番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議長

その他ございませんか。

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。